

令和2年度学校給食についてのお知らせ

青梅市立学校給食センター

1 学校給食費について

保護者の皆様には食材の実費相当分を学校給食費としてご負担いただきます。

区分	学校給食費の月額	一食あたりの単価
小学校第1学年および第2学年	3,850円	230円
小学校第3学年および第4学年	4,100円	245円
小学校第5学年および第6学年	4,350円	260円
中学校全学年	4,900円	300円

※3月分については、年間給食回数により調整した額となります。

※学校給食調理場運営のための施設費、設備費、人件費、光熱水費等の他に、保存食等の食材費、学校給食費の口座振替にかかる金融機関に支払う口座振替手数料等は市が負担します。

2 年間給食基本回数

小学校：185回（小学1年生は169回）

中学校：180回

※年間の給食回数が年間給食基本回数を超えた場合は、超えた回数×1食あたりの単価を、3月分の月額に加えて負担していただきます。

3 学校給食費の取扱いについて

(1) 納付方法

原則として口座振替で納付していただきます。同封の学校給食費口座振替依頼書を、速やかに指定の金融機関へご提出ください。下記の取扱金融機関の各本支店がご指定いただけます。

【取扱金融機関】

普通銀行		信託銀行	信用金庫	その他
りそな銀行 きらぼし銀行 みずほ銀行 三井住友銀行	三菱UFJ銀行 山梨中央銀行 埼玉りそな銀行	三菱UFJ信託銀行 三井住友信託銀行	青梅信用金庫 西武信用金庫 飯能信用金庫 多摩信用金庫	東京厚生信用組合 中央労働金庫 ゆうちょ銀行 東京都信用農業協同組合連合会 (西東京農協等)

今回ご指定いただいた口座は、お子さまが青梅市立の小・中学校に在籍している間、学校給食費支払い用としてご利用いただくことがで

きます。中学校進学時に改めて手続きを行う必要はありません。

また、口座振替に係る手数料は青梅市が負担しますので、保護者の負担はありません。

(2) 口座振替日（納期限）

口座振替日（納期限）は、下表のとおり、8月分を除く年11回の予定です。口座振替日（納期限）は各翌月の末日（12月は28日）ですが、その日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。ただし、小学校1年生は4月分の口座振替はありません。5月分からの口座振替となります。

該当月	4月分	5月分	6月分	7月分	9月分	10月分
口座振替日	振替なし	振替なし	振替なし	8月31日	11月2日	11月30日
該当月	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
口座振替日	12月28日	2月1日	3月1日	3月31日	4月30日	

※残高不足等により、口座振替ができなかった場合は、振替不能通知兼納付書を送付しますので、金融機関の窓口でお支払いください。次の振替日に未払額を合計して振替えることはできませんので、ご注意ください。

※4月分、5月分は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校に伴う学校給食の停止により、学校給食費を徴収しないため、振替はありません。

※6月分は、保護者負担軽減を目的として、青梅市で負担することとしましたので、振替はありません。

(3) 学校給食を停止される場合

ケガや病気等で長期間欠席することが明らかになったときや、食物アレルギーのため給食を喫食できない場合は、届出が必要となります。また、給食を再開する場合も、届出が必要となりますので、手続きをお願いいたします。

月の途中で停止された場合は、月額から、連続して学校給食の提供を受けない6日目以降のその月の給食実施日の数×一食あたりの単価を差し引いた額を徴収させていただきます。

ただし、給食を止める旨の連絡がない場合は日割計算となりませんので、必ずご連絡ください。

(4) 中途転出入および市内転居の場合

中途転入…転入学した日以降のその月の給食実施日の数×一食あたりの単価を集金します。ただし、その金額が月額を超える場合は、月額を集金します。

中途転出…転出した日以前のその月の給食実施日の数×一食あたりの単価を集金します。ただし、その金額が月額を超える場合は、月額を集金します。

市内転居…月額を集金します。

4 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーをお持ちのお子様への対応として、給食センターから使用食材について詳細をお知らせすることができますので、希望される場合は、担任の先生にその旨をお申し出ください。

5 学校給食における食品の安全確保について

学校給食に使用する食品は、メーカー名および生産地等を確認しております。また、加工食品は、原材料配合表、成分分析表、製造工程表の提出を業者に求め、学校給食の安全確保に万全を期しております。

6 学校給食費納付のお願い

学校給食費の未納は、食材の購入に支障をきたすこととなりますので、**学校給食費口座の預金残高不足**には十分ご注意ください。

納付がなかった場合は、督促状を送付します。それでもお支払いいただけない場合や、市からの連絡に応じていただけない場合は、市が裁判所に支払督促等の申し立てを行うなど、法的措置を含めて、厳正に対処させていただきますので、ご承知おきください。

また、滞納が長期に渡ると、本来なら払う必要のない遅延損害金もご負担いただくこととなります。

以上

お問い合わせ先

青梅市教育部学校給食センター

電話 0428-31-7832

住所 青梅市藤橋3-4

小学校イメージキャラクター
うめミルクちゃん



中学校イメージキャラクター
ウメモー

